

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

## 目 次

◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部改正  
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程  
の一部改正

## 訓 令

### 鳥取県訓令第四号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県  
訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第七号の職（主事補の職を除く。）及び第八号の職（技  
師補、レントゲン士及び理療士の職を除く。）に従事する職員」を「別表  
第五号の職のうち守衛長、副守衛長、守衛、用務主任、用務員及び寮母の

職並びに第六号の職のうち車庫長、車庫主任、自動車整備士、運転士、交  
換室長、交換手、印刷技手長、印刷技手、技工、畜産技手、繭検技手、道  
路技手、ボイラ技手、調理士、調理員、農業技手、医療助手及び検査助手  
の職に従事する職員」に改める。

別表の一の項中「自動車整備士」を「車庫主任、自動車整備士」に、

盛夏ズボン 一三六 を 盛夏ズボン 二六〇 に改め、同表の二

の項中 盛夏シャツ 二四八 を 盛夏ズボン 二四八 に改

め、同表の三の項中 盛夏ズボン 一三六 を 盛夏ズボン 二

六〇 に改め、同表の四の項中「守衛室長」を「守衛長」に改め、同表

の六の項中 盛夏シャツ 二四八 を 盛夏ズボン 二四八 に

改め、同表の七の項中 盛夏ズボン 一三六 を 盛夏ズボン 二

六〇 に改め、同表の八の項中 布製手袋 五一一 を 布製

手袋 八一二 に改め、同表の九の項中 盛夏ズボン 一三六

を 盛夏ズボン 二六〇 に改め、同表の一〇の項中 作業服（上

衣） 一二四 を 作業服（上衣） 二四八 に、 夏スカート

一二四 を 夏スカート 二六〇 に改め、同表の一の項中

「盛夏シャツ 二四八」と「盛夏ズボン 二六〇」とおりに 盛夏シャツ  
製 帽 一六〇 一六〇 のとおり を 夏合羽（上衣、ズボ

ン及び頭巾) 一一二一三六 図二のとおり」に改め、同表の一三の項中

「盛夏ズボン 一一三六」を「盛夏ズボン 一一二六〇」に改め、同

表の一三の項中「図一七」を「図一六」に、「図一八」を「図一七」に、

「ゴム製半長靴 一一二四」を「ゴム製半長靴 一一二二」に改め、

同表の一四の項中「図一七」を「図一六」に、「ゴム製半長靴 一一二

四」を「ゴム製半長靴 一一二二」に改め、同表の一五の項中「布

製手袋 一一二二」を「布製手袋 一一二二」に改め、同表の一六

の項中「布製短靴 一一二二」を「布製短靴 一一二二」に改め、

同表の一八の項中「盛夏ズボン 一一三六」を「盛夏ズボン 一一

六〇」に改め、同表の一九の項中「盛夏スカート 一一三六 図一四

のとおり」を「盛夏スカート 一一二六〇」に改め、同表

の二〇の項中「図一七」を「図一六」に改め、同表中二二の項を削り、二

三の項を二二の項とし、二四の項を二三の項とする。

別表の図中一六を削り、一七を一六とし、一八を一七とし、一九を削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、この訓令による改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

鳥取県訓令第五号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

昭和四十四年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第一号から第六号までの職、第七号の職のうち主事補の職並びに第八号の職のうち技師補、レントゲン士及び物理療士の職に従事する職員」を「別表第一号から第四号までの職、第五号の職のうち児童指導員、教母、保母、タイピスト主任及びタイピストの職、第六号の職のうち職業指導員、機能回復訓練員、看護婦、准看護婦、保健婦、助産婦、栄養士、歯科衛生士、農業改良普及員、生活改良普及員、木炭検査員、機関士、

航海士、通信士、営農指導員及び船員の職、第七号の職並びに第八号の職に従事する職員」に改める。

別表の広報文書課の項の次に次のように加える。

予 防 課	衛生施設係の職員のうち水道施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	一 三六	図一のうち の上衣のと おり
		作業服(ズボン)	一 三六	図一のうち のズボンの とおり

別表の林務課及び造林課の項中「作業服(ズボン) 一 二四」を「

作業服(ズボン) 一 二四」に改め、同表の水産課の項中「製帽キヤラバンシューズ 一 三六」に改め、同表の

「を「制帽」に改め、同表の建築課の項を次のように改める。

課	一 住宅管理係の職員のうち常時現地で住宅の修繕に従事する職員	作業服(上衣)	一 二四	図一のうち の上衣のと おり
		作業服(ズボン)	一 二四	図一のうち のズボンの とおり
建 築	二 住宅建設係、指導係、一般営繕係、学 校営繕係及び設備係 の職員のうち常時現	作業服(上衣)	一 二四	図一のうち の上衣のと おり
		作業服(ズボン)	一 二四	図一のうち のズボンの とおり

地で業務に従事する

職員

別表の検査課の項の次に次のように加える。

所 務 課	不動産取得税の課税及び不動産の評価の業務に従事する職員	作業服(上衣)	一 三六	図一のうち の上衣のと おり
税 務 課		作業服(ズボン)	一 三六	図一のうち のズボンの とおり

別表の身体障害者更生指導所の項中「保健婦の職務に従事する職員」を「

保健婦の職務に従事する職員」に改め、同表の喜多原学園の項中「主任」

を「部長、主任」に改め、同表の皆成学園の項中「主任」を「部長」に、

「作業服(ズボン) 一 三六」を「布製前掛」に改め、

「作業服(ズボン) 一 三六」を「作業服(ズボン) 一 三六」に改め、同表の積善学園の項中「主任及び」を削り、同表の整肢学園の項中「海水パンツ 一 二二」を

「海水パンツ 一 二二」に、

「トレイニングパンツ 一 三六」に、

「海水着 一 二二」に、

「トレーニングパンツ 一 三六」に、「主任」を「部長」に改め、同表の保健所の項を次のように改める。

健		所	
六 と畜検査員の職務に従事する職員	五 試験検査係の職員のうち試験検査の業務に従事する職員	四 指導係の職員のうち係長、保健婦及び看護婦の職務に従事する職員	三 レントゲン技師及びレントゲンの職務に従事する職員
一 薬剤師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	二 予防係、食品環境係及び衛生係の職員(歯科衛生士の職務に従事する職員を除く。)	白 衣	白 衣
ゴム製半長靴	作業服(ズボン)	作業服(冬上衣)	作業服(ズボン)
一 三六	一 二四	一 六〇	一 三六
一 三六	一 二四	一 六〇	一 三六
図一のうち のズボンの とおり	図一のうち のズボンの とおり	図三のうち の冬上衣の とおり 図三のうち の夏上衣の とおり	図一のうち のズボンの とおり

院		保	
三 放射線科及び理学	二 理療師及び理療士の職務に従事する職員	一 院長、副院長、医 長、副医長及び医師 の職務に従事する職 員	七 狂犬病予防員の職 務に従事する職員
白 衣	白 衣	白 衣	白 衣
ゴム製半長靴	作業服(ズボン)	作業服(上衣)	作業服(ズボン)
一 三六	一 二四	一 三六	一 三六
一 三六	一 二四	一 三六	一 三六
		図一のうち のズボンの とおり	図一のうち のズボンの とおり

別表の病院の項を次のように改める。

病			
診療科の職員のうち レントゲン技師及び レントゲン士の職務 に従事する職員	白衣 作業服(ズボン)	二 二四	一 三六
四 検査科の職員のうち ち科長、衛生技師及び 技師補の職務に従 事する職員	白衣 作業服(ズボン)	二 二四	一 三六
五 薬剤科の職員のうち ち薬剤長及び薬剤師 の職務に従事する職 員	白衣	二 二四	
六 栄養士の職務に従 事する職員	白衣	二 二四	
七 総婦長、婦長、看 護婦及び准看護婦の 職務に従事する職員	看護衣(長袖) 看護衣(半袖) 予防衣 ナース靴 ナース靴下 看護帽	三 三六 二 二四 三 三六	
			図一のうち のズボンの とおりに

別表の地方農林振興局の項を次のように改める。

局 振 興 局			
一 保健婦の職務に従 事する職員	作業服(冬上衣) 作業服(夏上衣)	一 三六	一 三六
二 営農指導員の職務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 白衣	一 三六	一 三六
三 境港水産事務所の 専任職員のうち常時 現地で業務に従事す る職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	一 三六	一 三六
四 林政係の職員のうち 常時現地で県管林 の造成の業務に従事 する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) キヤラバンシユ ズボン	一 二四	一 二四
五 林政係の職員のうち	作業服(上衣)	一 二四	一 二四
			図一のうち の冬上衣の とおりに
			図一のうち のズボンの とおりに
			図一のうち のズボンの とおりに
			図一のうち の夏上衣の とおりに

